

●香川県告示第378号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成22年9月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指名停止等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 知事は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である県が承認した再委託先等があることが明らかになったときは、情状に応じて当該指名停止の期間の範囲内において期間を定め、当該再委託先等に対して指名停止を併せ行うものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の規定により事業協同組合又は共同企業体に対して指名停止を行うときは、情状に応じて当該指名停止の期間の範囲内において期間を定め、当該事業協同組合又は共同企業体の有資格業者である組合員又は構成員（当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）に対して指名停止を併せ行うことができる。</u></p> <p><u>4 契約担当者（香川県会計規則第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前3項の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名競争入札において指名しているときは、直ちにその指名を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(有資格業者でない共同企業体の取扱い)</u></p> <p><u>第2条の2 知事は、有資格業者でない共同企業体が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員である有資格業者（当該措置要件に該当することについて明らかに責を負わないと認められる者を除く。）が当該措置要件に該当するものとみなして、この要領の規定を適用することができる。</u></p> <p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(指名停止等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 契約担当者（香川県会計規則第2条第4号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、<u>前項</u>の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名競争入札において指名しているときは、直ちにその指名を取り消すものとする。</p> <p>(指名停止期間の特例)</p> <p>第3条 略</p>

(特殊物品購入等審査会等の意見)

第4条 知事は、県内の事案で重要なものについて、第2条第1項から第3項までの規定により指名停止を行うとき、又は前条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、あらかじめ特殊物品購入等審査会の意見を聴くものとする。

2 知事は、別表10の項から14の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項から第3項までの規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

(指名停止の解除)

第5条 知事は、指名停止中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 知事は、第2条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 略

3 契約担当者は、第2条第4項の規定により指名を取り消したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

別表 (第2条一第5条・第9条関係)

措 置 要 件	期 間
1～17 略	
(経営不振) 18 次に掲げる場合のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 発行した手形が不渡りとなり、手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が	当該認定をした日から取引が再開される等信用回復が

(特殊物品購入等審査会等の意見)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行うとき、又は前条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、あらかじめ特殊物品購入等審査会の意見を聴くものとする。ただし、別表10の項に掲げる措置要件を事由として指名停止中の有資格業者が指名停止の期間の満了する日において同一事実により同項に掲げる措置要件に該当し、再び指名停止を行うときは、この限りでない。

2 知事は、別表10の項から14の項までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

(指名停止の解除)

第5条 知事は、指名停止中の有資格業者が、当該事案について別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 略

3 契約担当者は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

別表 (第2条一第5条・第9条関係)

措 置 要 件	期 間
1～17 略	

著しく悪化していると認められるとき。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあったとき。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがあったとき。

確認されるまで
再生計画認可の
決定の確定が確
認されるまで
更生手続開始の
決定が確認され
るまで
破産手続廃止又
は破産手続終結
の決定が確認さ
れるまで

19・20 略

18・19 略

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月24日から施行する。
- 2 改正後の香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。